

自動車保険改定のご案内

拝啓 いつも損害保険ジャパンをお引き立ていただき、ありがとうございます。

このたび、損保ジャパンでは、自動車保険の改定を実施いたします。

主な改定内容を以下にご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

敬具

目次

1. 商品改定の内容…………… P1～2
2. ノンフリート等級別料率制度の改定 …… P3～5
3. 保険料の改定 …… P6

1 商品改定の内容

1 ロードアシスタンスの改定

高品質のロードアシスタンス

平成25年4月改定

(1)ロードアシスタンス特約の新設(自動セット) ONE-Step SUP

●事故、故障またはトラブルによる走行不能時の応急処置費用、運搬費用(レッカーけん引の費用)を補償する「ロードアシスタンス特約」を新設し、平成25年4月1日以降始期契約のすべてのお客さまに高品質のロードアシスタンスをご利用いただけるようになりました。

(注)ロードアシスタンスをご利用いただいた場合でも、それだけではノンフリート等級別料率制度における事故の件数には含まないため、継続後契約のノンフリート等級や保険料には影響しません。

新しいロードアシスタンスの内容

1 ONE-Step、SUPのすべてのご契約が対象

- これまで対象外だった二輪自動車、大型車などもご利用いただけます。

改定前

SUPでは車両保険の加入が必要、かつ用途・車種の制限がありました。

2 レッカーけん引の距離は無制限

- ロードアシスタンス専用デスクに事前連絡をしていただき、損保ジャパン指定の修理工場等にレッカーけん引する場合があります。お客さまご指定の修理工場へレッカーけん引する場合の費用は、応急処置費用と合計で15万円限度※となります。

※15万円に相当するレッカーけん引の目安は、普通乗用車の場合、大手会員制ロードサービス業者における約180kmのレッカー費用(基本料金・1時間程度の作業料金を含みます。)となります。(ロードサービス業者、車種により異なる場合があります。)

改定前

30km限度

3 クレーン作業費用も対象

- ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要なクレーン作業費用も対象となります。

改定前

対象外

4 JAF会員様の場合の優遇サービスを拡大

- 部品代・消耗品代を保険期間中1回に限り4,000円まで補償します。
- ガス欠時の給油サービスを保険期間中2回まで対象とします。

(注)ロードアシスタンス専用デスクに事前連絡をしていただいた場合に限りです。

改定前

レッカーけん引距離を15km延長

(2)ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の新設(自動セット) ONE-Step

●事故、故障またはトラブルによる走行不能でご契約の自動車がレッカーけん引された場合に、所定の宿泊・移動費用をお支払いする特約を、ONE-Stepのご契約に自動セットします。

●SUPのご契約においては、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約は対象外となります(宿泊・移動費用特約も廃止します。)

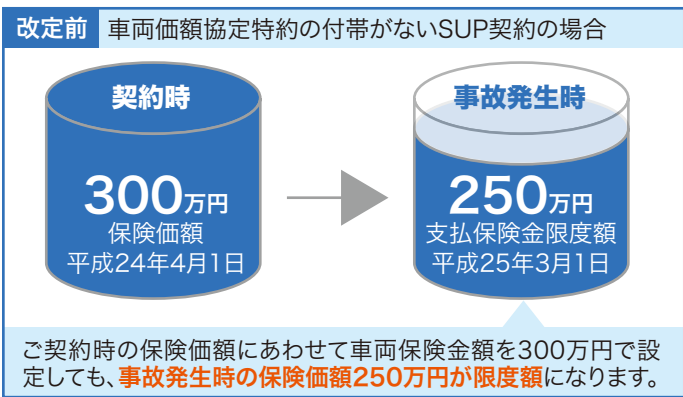
SUP

(3)ロードアシスタンス代車費用特約の新設(オプション) ONE-Step

●事故、故障またはトラブルによる走行不能でご契約の自動車がレッカーけん引された場合に、所定のレンタカー費用をお支払いする特約をONE-Stepのご契約に新設します(車両保険のご加入がない場合にも、付帯することができます。)

●ONE-Stepと同様に、SUPの車両保険にも「車両価額協定特約」の機能を組み込み、協定保険価額方式をすべてのご契約に拡大します。これに伴い「車両価額協定特約」を廃止します。

<例>保険価額(時価額)が、契約時に300万円であったが、事故発生時には250万円となっていたケース



改定後



3 その他の商品改定

●各項目の詳細および下表以外の改定内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

平成25年4月改定

項目	概要	対象商品
1. 車両保険の改定 (リースカーの車両費用保険特約の改定)	<ul style="list-style-type: none"> ●鍵が車外で盗難にあった場合の、鍵・錠一式の交換費用を補償の対象として追加します。 ●応急処置費用、運搬費用、引取費用の上限額を合計で15万円とします(現行は、「車両保険金額×10%」または「15万円」のいずれか高い額を限度としています。新設のロードアシスタンス特約の保険金額とあわせて15万円となります。) ●応急処置費用、運搬費用、引取費用のみをお支払いする事故については、事故の件数としてカウントしません(ロードアシスタンス特約の応急処置費用、運搬費用にあわせて改定となります。) 	ONE-Step SUP
2. 走行不能時対策費用特約の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ●ロードアシスタンス特約の新設に伴い廃止します。 ●継続のご契約にはロードアシスタンス特約が付帯されます。 	SUP
3. 事故・故障時代車費用特約の新設 (事故時代車費用特約の改定)	<ul style="list-style-type: none"> ●「事故時代車費用特約」の補償範囲を、事故時に加えて故障時(走行不能となりレッカーけん引された場合)にも拡大した「事故・故障時代車費用特約」を新設します。 ●代車の利用可能日数は、代車の利用を開始した日から日数をカウントします(改定前は事故日から日数をカウントしていました。)。ただし、代車利用開始日より30日限度、かつご契約の自動車がレッカーけん引された日または事故日の翌日から起算して1年以内の利用日が対象となります。 	ONE-Step SUP
4. 等級関連の特則の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ●「ドライバー保険優良特則」および「国外で無事故実績がある契約者に関する特則」を廃止します。 	ONE-Step SUP

平成24年10月改定

項目	概要	対象商品
1. 車両無過失事故に関する特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約は、相手自動車との接触または衝突事故により車両保険の保険金をお支払いした場合で、事故発生時にご契約の自動車の運転者に過失がなかったなど一定の条件を満たしているときは、損保ジャパンと締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特約です。改定により、示談等により過失がなかったことの確定を待たずにこの特約の適用対象となる車対車事故を、相手自動車の「追突」「センターラインオーバー」「赤信号無視」「駐停車中のご契約の自動車への接触・衝突」のいずれかに該当し、かつ損保ジャパンが過失がなかったと認めた事故に明確化します。 ●一般的に相手の方から賠償を受けることができない損害を補償する下記の特約に関する保険金をお支払いする場合は、この特約の対象外となり3等級ダウン事故となります。ただし、これらの特約についての保険金請求をしない旨を確認させていただいた場合は、「車両無過失事故に関する特約」の適用が可能となり、その事故がなかったものとして取り扱います。 <p>①車両新価特約 ②車両全損修理時特約 ③車両積載動産特約</p>	ONE-Step
2. 車両危険限定特約(A)の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約より、「落書、いたずら等のご契約の自動車に対する直接の人為的行為によって生じた損害」のうち「いたずらでないことが明らかな事故」を補償の対象外とします。 ●窓ガラスの損害は、車両本体が補償の対象外となる事故であっても窓ガラスのみが補償の対象となる場合(例えば、車対車+Aのご契約において自損事故にあわれ、ご契約の自動車の損害は補償の対象外であっても「窓ガラス損害」のみ補償の対象となる場合など)があるため、お支払いの対象となる事故を車両本体と同様とします。(注)窓ガラス損害の多数を占める「飛び石」については、飛来中・落下中の他物との衝突事故として引き続き補償の対象となります。 	ONE-Step SUP

- 当社は、損害保険料率算出機構(<http://www.nliro.or.jp>)の参考純率^{*}におけるノンフリート等級別料率制度(以下、等級制度といいます。)の改定を踏まえ、改定を実施いたします。

^{*}保険料率は、将来の保険金に充当される「純保険料率」と保険会社の事業費に充当される「付加保険料率」で構成されています。
損保ジャパンの「純保険料率」は、損害保険料率算出機構が会員会社からのデータを基に算出した「参考純率」に基づき算出しています。

- 主な改定点は以下のとおりです。

▶同じ等級のご契約において、「前年事故があったご契約」と「前年事故がなかったご契約」とで割増引率に差を設けます。

詳細は **1** ノンフリート等級別料率(割増引率)の見直し をご覧ください。

▶盗難事故や台風損害など、これまで「等級すえおき事故」として翌年の等級がすえおきとなっていた事故について、「1等級ダウン事故」として取り扱うこととします。また、「等級プロテクト特約」を廃止します。(ご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約より適用します。)

詳細は **2** 等級すえおき事故の廃止と1等級ダウン事故の新設 **3** 等級プロテクト特約の廃止 をご覧ください。

▶事故があった場合に、ご継続後のご契約に「事故有」の割増引率を適用する期間を表す「事故有係数適用期間」を新設します。

詳細は **4** 事故有係数適用期間の新設 をご覧ください。

- 改定スケジュール

平成24年10月1日以降、1年間の「周知期間」および2年間の「経過措置期間」を設け、新しい割増引率への移行を行います。

ノンフリート等級別料率制度改定の背景

- 改定前の等級制度においては、前年までの事故の有無にかかわらず、同じ等級のご契約であれば、同一の割増引率を適用していますが、これには以下のような問題点があり、お客さま間の保険料負担に不公平が生じていました。今般の改定は、これらの問題点を改善するために、前年までの事故の有無に応じて保険料に差を設け、保険料負担の公平性を向上させることを目的としています。

〈改定前の等級制度の問題点〉

改定前の等級制度では、本来、「事故があったお客さま」が負担すべき保険料の一部を「事故がなかったお客さま」が負担している状況にあります。この状況を改善するために等級制度改定を行います。

問題点

1

同じ等級であっても、前契約において「事故がなかったお客さま」よりも「事故があったお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い割合が大きい。

問題点

2

同じ等級であっても、前契約において「等級すえおき事故がなかったお客さま」よりも「等級すえおき事故があったお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い割合が大きい。

前契約において「事故があったお客さま」と「事故がなかったお客さま」との保険料に差を設けることで、保険料負担の公平性を向上させます。

〈本改定により実施される改善策〉

改善策

1

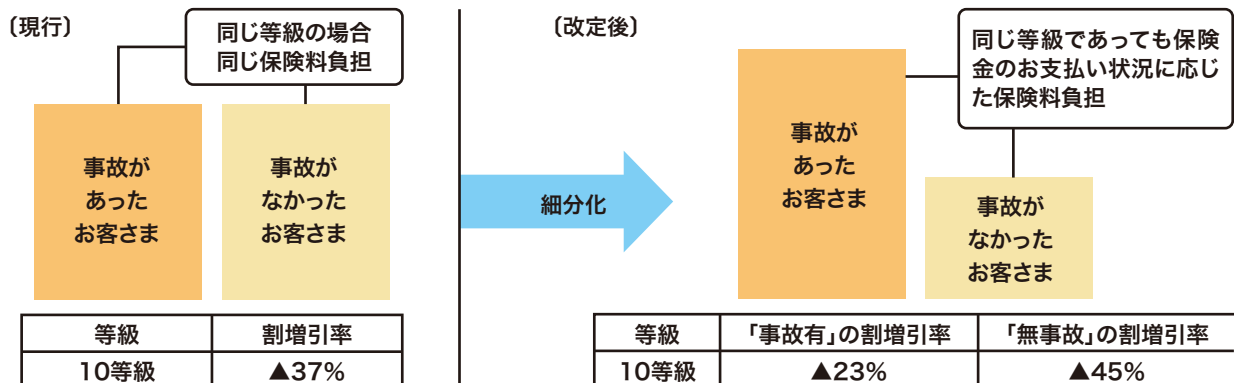
「事故がなかったお客さま」と「事故があったお客さま」の保険金のお支払い状況を反映させるためノンフリート等級別料率を「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率の2つに細分化します。

改善策

2

盗難事故、台風損害などの事故について、保険金のお支払い状況に応じた保険料負担とするため「等級すえおき事故」を廃止して、「1等級ダウン事故」を新設します。

〈改定後の等級制度における保険料負担のイメージ〉



(注)平成27年10月1日以降のご契約に適用される割増引率です。

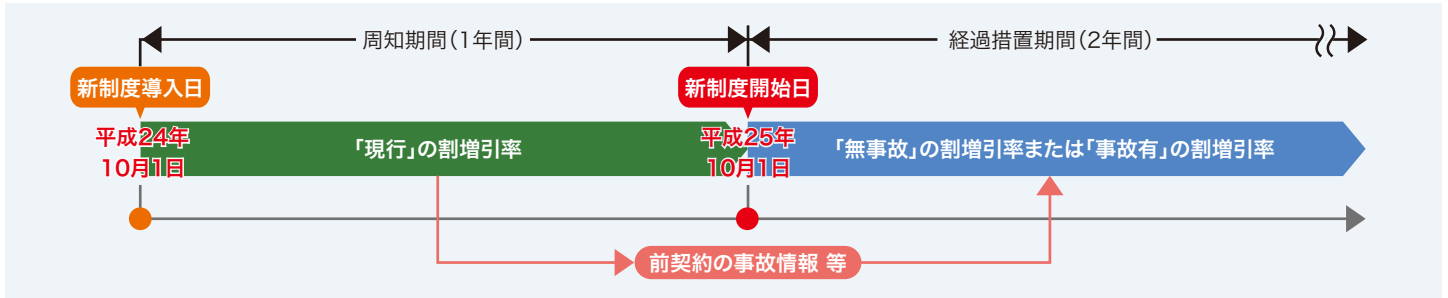
- 前契約において「事故がなかったお客さま」よりも「事故があったお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い割合が大きい傾向が見られるため、7(F)、8～20等級のノンフリート等級別料率(割増引率)を「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率に細分化します。さらに、すべての等級について直近の保険金のお支払い状況をもとに割増引率を見直します。
- 1～5、6(F)等級については、事故歴などがあるご契約であることから、ノンフリート等級別料率(割増引率)の細分化は行いません。
- 「現行」の割増引率から改定後の割増引率への最終的な移行は、ご契約期間の初日が平成27年10月1日以降のご契約からとなり、それまで「周知期間(1年間)」と「経過措置期間(2年間)」を設けています。

(1) 周知期間(1年間)

平成24年10月1日より、改定後の等級制度を導入しますが、導入日から1年間を「次のご契約からは新制度が開始される」ことを周知するための「周知期間」とします。

そのため、周知期間中をご契約期間の初日とするご契約は、改定後の割増引率は適用せず、「現行」の割増引率を適用します。

ただし、事故があったご契約を解約して再びご契約いただく場合など、周知期間中であっても新契約では「事故有」の割増引率を適用することがあります。



(2) 経過措置期間(2年間)

「現行」の割増引率から「無事故」の割増引率への移行にあたり、無事故で等級進行するにもかかわらず割増引率が下がることがないように経過措置を設ける期間として、周知期間終了後の2年間(平成25年10月1日～平成27年9月30日)を「経過措置期間」とします。

経過措置期間中をご契約期間の初日とするご契約は、「無事故」の割増引率または「事故有」の割増引率を適用します。

〈割増引率表〉

		新制度導入		新制度開始		本適用		
新契約のご契約期間の初日		制度導入前 平成24年9月30日以前	周知期間 平成24年10月1日～平成25年9月30日	経過措置期間(1年目) 平成25年10月1日～平成26年9月30日	経過措置期間(2年目) 平成26年10月1日～平成27年9月30日	平成27年10月1日～		
割増引率		「現行」の割増引率(%)	「現行」の割増引率(%)	「無事故」の割増引率(%) / 「事故有」の割増引率(%)	「無事故」の割増引率(%) / 「事故有」の割増引率(%)	「無事故」の割増引率(%)	「事故有」の割増引率(%)	
等級	20等級	▲63	▲63	▲63 / ▲44	▲63 / ▲44	▲63	▲44	
	19等級	▲61	▲61	▲59 / ▲42	▲57 / ▲42	▲55	▲42	
	18等級	▲59	▲59	▲57 / ▲40	▲55 / ▲40	▲54	▲40	
	17等級	▲57	▲57	▲55 / ▲38	▲53 / ▲38	▲53	▲38	
	16等級	▲55	▲55	▲52 / ▲36	▲52 / ▲36	▲52	▲36	
	15等級	▲52	▲52	▲50 / ▲33	▲51 / ▲33	▲51	▲33	
	14等級	▲50	▲50	▲49 / ▲31	▲50 / ▲31	▲50	▲31	
	13等級	▲47	▲47	▲48 / ▲29	▲49 / ▲29	▲49	▲29	
	12等級	▲44	▲44	▲47 / ▲27	▲48 / ▲27	▲48	▲27	
	11等級	▲40	▲40	▲46 / ▲25	▲46 / ▲25	▲47	▲25	
	10等級	▲37	▲37	▲43 / ▲23	▲44 / ▲23	▲45	▲23	
	9等級	▲33	▲33	▲41 / ▲22	▲42 / ▲22	▲43	▲22	
	8等級	▲28	▲28	▲40 / ▲21	▲40 / ▲21	▲40	▲21	
	7(F)等級	▲23	▲23	▲28 / ▲20	▲29 / ▲20	▲30	▲20	
	7(S)等級	全年齢補償	▲10	▲10	+11 / ▲11	+11 / ▲11	+11	▲11
		21歳以上補償	▲15	▲15	▲40 / ▲40	▲40 / ▲40	▲40	▲40
		26歳以上補償	▲28	▲28	▲40 / ▲40	▲40 / ▲40	▲40	▲40
		35歳以上補償	▲28	▲28	▲39 / ▲39	▲39 / ▲39	▲39	▲39
	年齢条件対象外	▲28	▲28	▲19 / ▲19	▲19 / ▲19	▲19	▲19	
6(S)等級	全年齢補償	+25	+25	+28 / +28	+28 / +28	+28	+28	
	21歳以上補償	+10	+10	+3 / +3	+3 / +3	+3	+3	
	26歳以上補償	▲5	▲5	▲9 / ▲9	▲9 / ▲9	▲9	▲9	
	35歳以上補償	▲5	▲5	▲9 / ▲9	▲9 / ▲9	▲9	▲9	
年齢条件対象外	0	0	+4 / +4	+4 / +4	+4	+4		
5等級	▲10	▲10	▲13 / ▲13	▲13 / ▲13	▲13	▲13		
4等級	▲1	▲1	▲2 / ▲2	▲2 / ▲2	▲2	▲2		
3等級	+10	+10	+12 / +12	+12 / +12	+12	+12		
2等級	+26	+26	+28 / +28	+28 / +28	+28	+28		
1等級	+52	+52	+64 / +64	+64 / +64	+64	+64		

(注1) 表の▲は割引、+は割増を表しています。(注2) 経過措置を表しています。

(注3) 周知期間中に適用する場合の「事故有」の割増引率は、本適用の「事故有」の割増引率とします。なお、経過措置期間(1年目・2年目)の「事故有」の割増引率と本適用の「事故有」の割増引率は同じです。

(注4) ドライバー保険のご契約については、6等級の場合は6(F)等級の割増引率、7等級の場合は7(F)等級の割増引率を参照してください。

(注5) ノンフリート等級別料率制度や割増引率は平成24年10月1日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

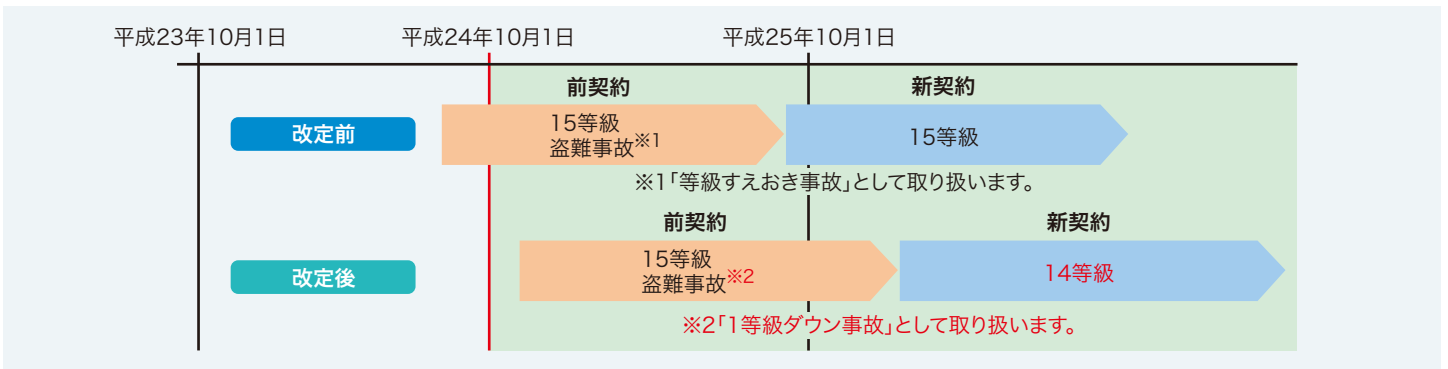
2 等級すえおき事故の廃止と1等級ダウン事故の新設

ONE-Step

SUP

- 同じ等級であっても、前契約において「等級すえおき事故がなかったお客さま」よりも「等級すえおき事故があったお客さま」の方が、継続契約における保険金のお支払い割合が大きい傾向が見られていました。そのため、ご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約より、「等級すえおき事故」を廃止して、「1等級ダウン事故」として取り扱います。

(注) 前契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合で、「等級すえおき事故」が発生したときは、新契約のご契約期間の初日にかかわらず、適用等級算出にあたっては、現行どおり「等級すえおき事故」として取り扱います。



3 等級プロテクト特約の廃止

ONE-Step

SUP

- 「事故がなかったお客さま」と「事故があったお客さま」との保険料負担の公平性を向上させるという等級制度の改定の趣旨を踏まえ、より公平な保険料負担を実現するため「等級プロテクト特約」はご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約は廃止します。

(注) 前契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合で、「等級プロテクト事故」(等級プロテクト特約により、等級がすえおかれる事故をいいます。)が発生したときは、新契約のご契約期間の初日にかかわらず、適用等級算出にあたっては、現行どおり「等級すえおき事故」として取り扱います。

4 事故有係数適用期間の新設

ONE-Step

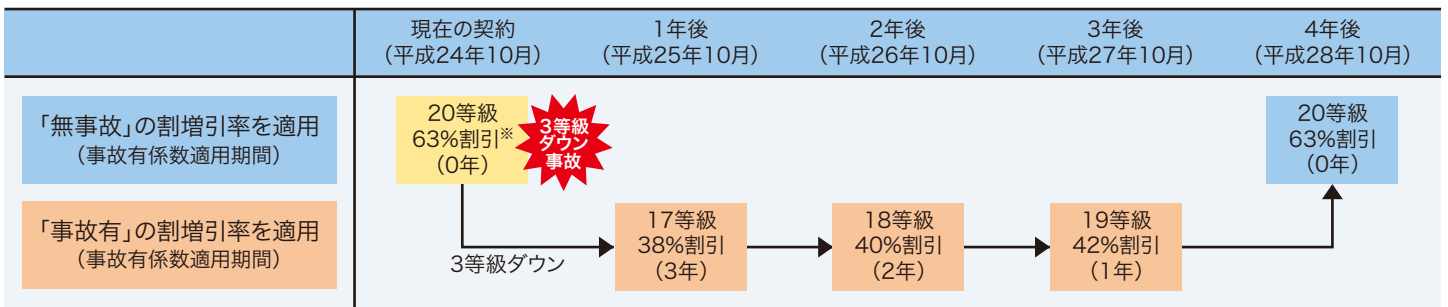
SUP

ドライバー保険

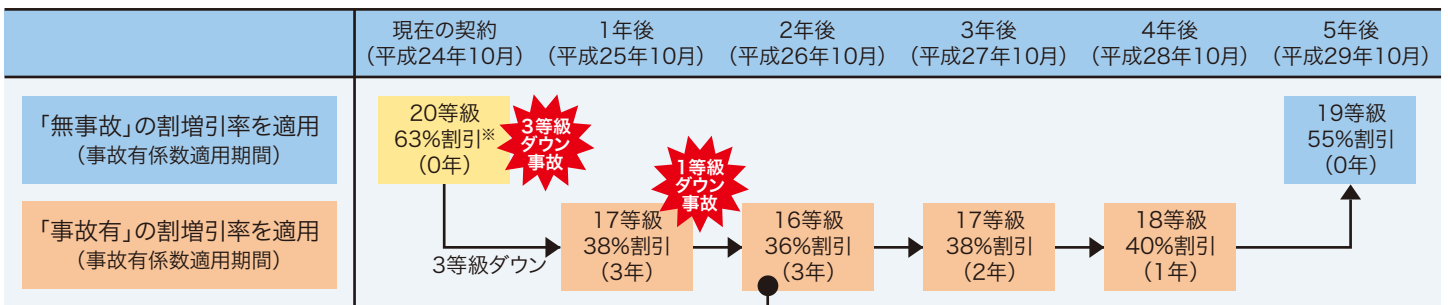
- 事故があった場合に、ご継続後のご契約に「事故有」の割増引率を適用する期間(ご契約期間の初日における残り適用年数)を表す「事故有係数適用期間[※]」を新設します。
※申込書などでは、「事故有期間」という略称を使用していることがあります。
- 初めてご契約される場合の事故有係数適用期間は「0年」とします。
- 新契約の事故有係数適用期間は、1年を経過することに「前契約の事故有係数適用期間」から「1年」を引き、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加えます。
- 事故有係数適用期間が「0年」の場合は「無事故」の割増引率を適用し、「1～6年」の場合は「事故有」の割増引率を適用します。
- 事故有係数適用期間は上限を「6年」、下限を「0年」とします。なお、「事故有」の割増引率を適用している期間に再度事故が発生した場合は、適用期間が長くなります。

(注) ご契約期間が1年超のご契約は取扱いが異なります。

具体例1 20等級で3等級ダウン事故が1件発生した場合(1年契約)



具体例2 20等級で3等級ダウン事故が1件、その翌年も1等級ダウン事故が1件発生した場合(1年契約)



※現在の契約は保険期間の初日が平成24年10月のため、現行の割増引率を適用します。



3 保険料の改定

1 新車割引の割引率の拡大

平成25年4月改定

ONE-Step

SUP

- 自家用軽四輪乗用車の車両保険の新車割引(1%)を新設します。
- 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車の「対人賠償・対物賠償・人身傷害・搭乗者傷害」の割引率を、9%から10%に拡大します。

2 全体的な保険料水準の見直し

平成25年4月改定

平成24年10月改定

ONE-Step

SUP

- 自動車保険においては、保険事故の増加や自然災害の影響などにより、お支払いする保険金が多くなっています。昨今の保険金のお支払い状況を踏まえ、全体的な保険料水準の見直しが必要となりました。
- このたびの保険料水準の見直しにより、ご契約条件によっては保険料が上がる可能性がありますので、ご契約いただく際には申込書等に記載されたご契約条件ならびに保険料をご確認いただきますようお願いいたします。
- 損保ジャパンは、これまで以上に高品質な保険商品とお客さまにご安心いただけるサービスの提供に努めてまいります。また並行して、平成26年度にグループ会社である日本興亜損保との合併※を予定しており、重複コストの削減など、お客さまのご負担を軽減するための努力を継続してまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
※関係当局の認可等が前提となります。

Web 約款

【対象契約】

ONE-Step

SUP

ドライバー保険

(注)一部対象外のご契約もございます。

- 当社ホームページ (<http://sampo-japan.co.jp/>) のトップページにある「Web約款」ボタンから約款を閲覧できます。
- 契約時に申込書上で「約款冊子(ご契約のしおり)の送付可否」をご選択ください。お客さまが「冊子の送付は不要(Web約款)」を選択した場合、約款冊子の送付を行わず、保険証券(保険契約継続証)のみを送付させていただきます。

スマートフォンアプリで安全運転をサポート!



安全運転サポートアプリ

Safety Sight

セーフティサイト



ドライバー必携

Safety Sightは、損保ジャパンと日本興亜損保が提供する無料アプリです。

機能1 車間距離を意識した運転を促進



前方車両接近アラート
前方車両発進お知らせ

前方映像や位置情報により、スマートフォンが車間距離を分析し、前方車両の接近や発車検知時に、音と声でお知らせします。
※画面は一定時間経過後暗くなります。

業界初!

機能3 事故の状況を自動で録画



ドライブレコーダー

運転中に急ブレーキや衝突などの衝撃を感知した際に、衝撃の前後各10秒間(最長)の前方映像を自動的に録画します。手動の録画も可能です。

機能5 お車のトラブルに専門家がアドバイス

トラブル解決術

もしも、パンクしてしまったら…そんなトラブルの対処法を専門家がアドバイスします。高速のPA・SAなどの周辺施設に関連した情報を通知するトラブライザーもあります。

機能6 事故や故障時の緊急連絡先をチェック!

緊急連絡先

損保ジャパンの事故受付等の連絡先、警察や救急の緊急連絡先を掲載しています。スマートフォンからそのまま電話することができます。

機能2 実際の運転をモニターして診断



安全運転診断

スマートフォンが感知した揺れや位置情報などにより、速度・急操作・車間距離等に関する安全運転診断を実施します。

機能4 走行ルートや急操作地点を地図上に表示



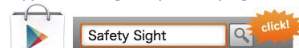
走行履歴

走行したルートや速度、急ブレーキ・急アクセルなどの操作、車間距離が不足していた区間等を記録し、地図上に表示します。

無料アプリ! 今すぐダウンロードを!

ご契約の有無に関わらず利用OK!

App Store, Google Playで「Safety Sight」と検索してください。



利用環境は、ダウンロード画面でご確認ください。

※1 ご利用にはスマートフォンをダッシュボードなどに固定する設置ホルダー(クレイドル)が必要です。また、設置の際は、エアバッグの作動や、運転の妨げにならない場所へしっかり固定してください。
※2 本アプリは安全運転を補助するものであり、事故を直接防ぐものではありません。 ※3 詳しい利用方法等はアプリの説明画面をご確認ください。

6

★「ONE-Step」は個人用自動車総合保険、「SUP」は自動車総合保険のペットネームです。
★このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり」「パンフレット」などをご確認ください。



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03 (3349) 3111
ホームページアドレス <http://www.sampo-japan.co.jp>

お問い合わせ先